

厚木市告示第 292 号

厚木市立公民館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第 15 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚木市立緑ヶ丘公民館の開館時間を次のとおりとする。

令和 8 年 7 月 31 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 年月日及び開館時間
令和 8 年 9 月 18 日（金）13 時から 22 時まで
- 2 開館時間を変更する理由
自家用電気工作物の年次点検業務を行うため